

## 追加募集用

# 埼玉野菜プレミアム産地づくり事業 効率的な作業体系を構築し、生産性の向上を推進するための 機械化一貫体系等の導入に必要な機械・施設の整備支援

機械化一貫体系等の導入に必要な機械・施設の導入を支援します

### 事業実施主体

農業を営む法人（受益農業者1戸以上）、市町村農業公社、  
JA出資型法人、認定農業者、認定新規就農者※1、  
農業者の組織する団体※2（受益農業者3戸以上）

※1 将来認定農業者として認められる見込みがあること。

※2 経理が一元化されていること

### 対象品目

だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、  
ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、  
こまつな、えだまめ

### 主な採択要件

事業実施前の露地野菜の作付面積が1haから3ha程度であり、  
対象品目の作付面積を事業目標年度（事業実施年度の3年後）  
までに2ha以上増加させること

### 補助対象

対象品目の作付面積の拡大、機械化一貫体系等の構築に必要な  
機械・施設



### 補助率

事業費の2分の1以内（補助額の上限：460万円）

## 問い合わせ先

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ■ 埼玉県農林部生産振興課  | 048-830-4142 |
| ■ さいたま農林振興センター | 048-822-2492 |
| ■ 川越農林振興センター   | 049-242-1808 |
| ■ 東松山農林振興センター  | 0493-23-8532 |
| ■ 秩父農林振興センター   | 0494-24-7211 |
| ■ 本庄農林振興センター   | 0495-22-6156 |
| ■ 大里農林振興センター   | 048-523-2812 |
| ■ 加須農林振興センター   | 0480-61-3404 |
| ■ 春日部農林振興センター  | 048-737-2134 |

※ 事業内容の詳細は裏面を御覧ください

## 1 プレミアム産地育成支援事業

目的	産地の核となる農業法人等を対象に、規模拡大が見込める品目等に注力し、露地野菜の作付面積を拡大するための機械又は施設の整備を支援する。
事業実施主体	農業を営む法人、市町村農業公社※1、JA出資型法人※2、認定農業者、認定新規就農者(ただし将来認定農業者になることが見込まれる者)、農業者の組織する団体※3
対象品目	1 年間を通じた需要がある12品目(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ)。 2 収益性が高く産地基本構想・地域構想の目標達成に資するものとして知事が認める品目。
採択要件	以下の要件を全て満たすこと。 1 県が策定する産地基本構想・地域構想に定めた目標達成に向けた取組であること。 2 農業を営む法人、認定農業者、農業者の組織する団体については、地域構想に担い手として定めるものであること(予定を含む)。 3 事業実施前の露地野菜の作付面積が概ね1haから3haであること。なお、知事が特に認める農業法人等はその限りでない。 4 事業実施主体が農業を営む法人の場合は、定款に農業生産活動の実施が明記されていること。 5 事業実施主体が認定農業者の場合は、以下の要件を全て満たすこと。 (1)農業経営改善計画書に基づく事業内容であること。農業経営改善計画書に記載のない場合は経営計画書に基づく事業内容であること。 (2)法人化に向けた取組を行うこと。 6 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、青年等就農計画に基づく事業内容であり、将来認定農業者として認められる見込みのあるもの。青年等就農計画に記載のない場合は経営計画書(様式第2号別添2)に基づく事業内容であること。なお、既に類似する助成目的の事業を実施した者は対象から除くこととする。 7 事業実施主体が農業者の組織する団体の場合は、以下の要件を全て満たすこと。 (1)経理が一元化されていること。 (2)法人化に向けた取組を行うこと。
成果目標	対象品目の作付面積を目標年度(事業実施年度の3年後)までに概ね2ha以上増加させること。
補助対象	対象品目の機械化一貫体系等の構築が進む機械・施設 (例:移植機、収穫機、調整機、選別機、包装機、運搬車、育苗用パイプハウス、予冷庫など) トラクター、スピードスプレイヤーその他汎用性の高い機械ではないこと。ただし、省力化につながる先進的な取組に必要な機械(GPS内蔵自動走行トラクター、農業散布用ドローン等)は除く。
補助率	事業費の2分の1以内
補助額の上限	事業実施主体ごとに460万円を上限とする。
その他	1 県は事業実施主体に対して栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。 2 県は実施事業の概要について、ホームページへの掲載等により公表する場合がある。 3 事業実施主体は、視察の受入れや研修会等により取組内容の情報公開に努めるものとする。

※1 「市町村農業公社」とは、農業振興を目的として市町村が出資して設立された法人をいう。

※2 「JA出資型法人」とは、地域の農業振興や担い手育成等を目的として県内JAが出資して設立された法人をいう。

※3 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての団体の規約及び機械・施設等の利用に関する規定等が定められている、3戸以上の者で構成する組織をいう。